

## 令和8年度ベトナムにおけるビジネスマッチング支援事業受託者募集要領

県では、県内ものづくり企業の海外販路開拓をより強力に推進するため、これまで知事トップセールスを実施してきた国や、相手国との強いネットワークを有する国を対象に、海外とのビジネスマッチングにノウハウを有する事業者を活用し、実効性の高い現地商談を実施する「ベトナムにおけるビジネスマッチング支援事業」を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

### 1 委託事業の概要

#### (1) 業務拠点及び相談体制の整備

ベトナムに支援拠点（1ヶ所）を設置し、委託者及び県内企業等からの相談にあたり、シームレスな相談・支援体制を整備する。また、日本国内においても連絡窓口担当者を配置する。

なお、支援拠点における営業日、営業時間は受託者の営業日及び営業時間と同等とし、日本語での問合せに対応できるようにする。

#### (2) 現地訪問型ビジネスマッチング（県内企業4社程度）

現地企業との、現地訪問型のビジネスマッチングを実施（各社6件程度のマッチングを予定）

- ① 現地企業との商談に向け、県内企業の資料作成支援、翻訳
- ② 確度の高い案件の抽出・渡航のフォロー
- ③ 渡航する県内企業に対する個別コンサルティング
- ④ ベトナム現地訪問による個別商談の実施並びに移動手段、通訳、資料等の手配
- ⑤ 県と連携した商談後のフォローアップ。（商談後、概ね一カ月程度を目安に現地企業へ再度アプローチを行い、その時点の交渉課題を明らかにし、状況を県へ報告すること）
- ⑥ 参加企業ごとの課題に合わせたアフターフォロー（海外展開ロードマップの作成、現地再訪サポート 等）
- ⑦ 上記業務に係る必要に応じた面談（Web面談含む）等

#### (3) その他

- ①業務運営全般に係る県及び県内企業等との連絡調整及び会議の実施
- ②現地の各種調査、情報提供
- ③県内企業の相談対応、コンサルティング、アドバイス、フォローアップ
- ④その他、本事業の実施に関連し、必要と認められる事務。

**2 委託期間** 契約締結の日から令和9年3月31日まで

**3 委託料** 委託料の額は、1,980千円を限度とします。  
(消費税及び地方消費税を含む)

#### 4 応募要件

海外現地に拠点があり、海外企業とのビジネスマッチングの実績を有し、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者で、委託事業を的確に遂行できると認められる者となります。

#### 5 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。
- (2) 商談会参加企業の募集、コンサルティング、個別商談、フォローアップの実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 参加企業から負担金として、各社5万円（消費税及び地方消費税を含む）を負担させること。
- (4) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連絡体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。
- (5) 参加企業の商談実績等の経過把握に努めること。

#### 7 提出書類

- (1) 令和8年度ベトナムにおけるビジネスマッチング支援事業企画書（別紙様式）  
提出部数は、企画書は1部。  
ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は5部。
- (2) 会社又は法人の登記事項証明書、印鑑証明書、直前2年分の財務諸表 各1部。  
郵送またはメールにて提出してください。メールの場合、全ての資料をデータにして送信してください。

○メール送信先：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

8 提出期限 令和8年6月18日（木）午後5時必着

9 実施予定団体の選定

(1) ベトナムにおけるビジネスマッチング支援事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。

なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。

10 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2469